

■改正相続法（配偶者居住権）2020.4～

事例) 自宅1,200万円（土地900万円、建物300万円）、現金3,000万円 ∴合計4,200万円

配偶者	子A	子B	子C
現制度：合計2,100万円	現金700万円	現金700万円	現金700万円
自宅1,200万円			
現金900万円			
新制度： 2,100万円	700万円	700万円	700万円
居住権600万円	A：所有権200万円	所有権200万円	所有権200万円
現金1,500万円	現金500万円	現金500万円	現金500万円
	B：所有権600万円	所有権0円	所有権0万円
	現金100万円	現金700万円	現金700万円

※所有権の持ち方は、遺留分割協議で相談。（A、Bは例）

※新制度により、配偶者は居住でき相続の現金が増える。（900万円⇨1,500万円）